

熊谷市農業委員会
第18回総会議事録

令和5年1月27日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第18回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年1月27日(金)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年1月27日(金)午後2時30分
- (3) 場 所 妻沼行政センター 301、302会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 45名
- (2) 欠席数 2名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	欠	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第18回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に会長が議長となる旨が規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中27名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、18番、腰塚委員、19番、上山委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条</p>

議長	<p>の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について以上、7議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。申請件数につきましては全部で6件となっております。取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。</p> <p>全案件とも譲受人の経営するすべての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われまます。</p> <p>以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、農家住宅の敷地拡張の1件です。</p> <p>農地区分や事業の概要等は議案書資料のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程よろしくお願ひします。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませぬ。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。 (なしの声)
議長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 説明に先立ち修正がございます。 議案番号2及び議案番号4について、譲渡人の住所〇〇〇〇〇〇〇〇-〇と記載されておりますが、後日提出された申請書を確認したところ、〇〇〇〇〇〇〇-〇の誤りと確認できたため訂正をお願いいたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については全7件、内訳はすべて「自己用住宅」となります。 農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 以上、御審議の程、よろしくお願ひします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませぬ。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。

議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)は営農型発電設備の議案が1件です。</p> <p>事業の概要等は営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響見込書のとおりです。なお、本議案は令和〇年〇月〇〇日付けで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を譲受人として営農型太陽光事業で農地法第5条の許可を取得しておりますが、太陽光事業及び営農において事業者変更となったため、改めて新規で土地の所有者と事業を引き継ぐ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とで農地法第5条の許可申請がなされたものです。</p> <p>従って過去に一度許可していることから、現地は既に太陽光パネルが設置されており、パネル下部の農地部分は草刈り等を行い適正に管理されている状況です。</p> <p>また、本議案について申請地番の全て地積の一部となっているのは、本議案の申請部分は太陽光パネルの支柱の設置面積のみを申請地としていることが理由となります。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>申請事由に記入してある〇〇〇とは何ですか。</p>

事務局	特にございませぬ。
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数です。よって本案については原案どおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、申請件数は66件、134筆、143,318.75平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>本案について事前に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>本案について、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号782、801については、借受人が〇〇委員となっておりますので、議事参与制限により一時退席をお願ひします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、</p>

議長	<p>意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号における議案番号782、801について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号790については、借受人が〇〇委員となっておりますので、議事参与制限により一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号における議案番号790について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等</p>

議長	<p>ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。</p> <p>議案第6号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について説明いたします。今回の配分計画は、小原地区、奈良地区、上新田・三本地区、中条地区、東別府地区、津田・向谷地区、三尻地区、津田新田・屈戸地区の8地区です。</p> <p>貸借内容については議案書及び議案書資料のとおりです。</p> <p>今回の農用地利用配分計画(案)で設定する49筆は農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮して作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条</p>

議長	<p>の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で全議案の審議が終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項につきましては「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、御了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【1月16日、農林水産大臣へ緊急アピールを提出したことの報告、地方統一選挙に関する選挙運動の禁止について注意喚起、鳥インフルエンザ発生報告、市行政組織の改廃について説明、ミニ研修「農地法3条の改正について」説明、自衛隊施設周辺のドローン飛行についての情報提供を行う】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>それでは最後に閉会の挨拶を夏目職務代理にお願いいたします。</p>
夏目職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主幹兼農地係長	長谷川 幸弘
主任	贄田 敦嗣
主任	滝口 悠太

令和5年1月27日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 腰 塚 菜穂子 _____

署名委員 上 山 豊 明 _____